

生駒市条例第 17 号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和 46 年 11 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、福祉健康部及び農業委員会」を「及び福祉健康部」に改め、同条第 3 号中「生活環境部」を「環境経済部」に、「及び水道局」を「、上下水道部及び農業委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。